

京都市道路構造条例施行規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第115号

京都市道路構造条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市道路構造条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(車線により構成されない車道の部分)

第2条 条例第4条第1項に規定する別に定める部分は、次に掲げる部分とする。

- (1) 交差点
- (2) 車両の通行の用に供するために分離帯が切断された車道の部分
- (3) 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- (4) 付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線のすりつけ区間
- (5) 車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

(自転車道を設けない場合)

第3条 条例第10条第1項ただし書及び第2項ただし書に規定する別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 沿道の両側の建築物の立地により自転車道の用に供する土地を確保することが困難な場合
- (2) 道路を新設することにより既存の道路を自転車道として活用することができる場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、地形の状況その他の道路の存する地域の特性及び道路の交通の状況に照らしてやむを得ない場合

(自転車歩行者道を設けない場合)

第4条 前条の規定は、条例第11条第1項ただし書に規定する別に定める場合について準用する。この場合において、前条第1号及び第2号中「自転車道」とあるのは、「自転車歩行者道」と読み替えるものとする。

(歩道を設けない場合)

第5条 第3条の規定は、条例第12条第1項ただし書に規定する別に定める場合について準用する。この場合において、第3条第1号及び第2号中「自転車道」とあるのは、

「歩道」と読み替えるものとする。

(交通安全施設)

第6条 条例第34条に規定する別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 駒止め
- (2) 道路標識
- (3) 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）
- (4) 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

(防雪施設)

第7条 条例第38条第1項に規定する別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 吹きだまりを防止するための施設
- (2) 雪崩を防止するための施設

(橋、高架の道路等)

第8条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋等」という。）の構造は、橋等の構造形式及び交通の状況並びに橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の橋等に作用する荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

(条例第43条第1項の特例を適用する場合の基準)

第9条 条例第43条第1項の規定により条例第18条の規定による基準によらない場合における車道の曲線部の曲線半径は、12メートル以上とする。

2 条例第43条第1項の規定により条例第23条の規定による基準によらない場合における車道の縦断勾配は、16パーセント以下とする。この場合において、同条の規定による基準によらない縦断勾配が連続する区間の延長は、100メートル以内とする。

3 条例第43条第1項の規定により条例第28条の規定による基準によらない場合における合成勾配は、16パーセント以下とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(建設局建設企画部監理検査課)